

令和7年10月24日

文化審議会の答申（登録無形文化財の登録及び保持団体の認定）

文化審議会（会長 ^{しまたに} 島谷 ^{ひろゆき} 弘幸）は、10月24日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり登録無形文化財の登録及び保持団体の認定等について、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

この結果、官報告示の後に、登録無形文化財の認定件数は7件、保持団体数は7団体となる予定です。

詳しくは、別紙の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」をご覧ください。

<担当>

文化庁 参事官（生活文化連携担当）

参事官 中島 勇人 （内線 5045）

文化財調査官（食文化部門）大石 和男 （内線 5044）

電話：03-5253-4111（代表）

I. 答申内容

(別紙)

登録無形文化財の登録及び保持団体の認定（新規 1 件）

登 録 無 形 文 化 財	保 持 団 体		
名 称	名 称	代表者	事務所の所在地
(生活文化の部)			
か が り ょ う り 加賀料理	か が り ょ う り ぎ じ ゅ つ ほ ぞ ん かい 加賀料理技術保存会	会長 おおとも さとし 大友 佐俊	石川県金沢市鞍月 1 - 1 石川県商工労働部 産業政策課内

Ⅱ．解説

〔登録無形文化財の登録及び保持団体の認定〕

（生活文化の部）

1 か がりょうり 加賀料理 か がりょうりぎじゅつほぞんかい 加賀料理技術保存会

（１）登録無形文化財の登録について

① 名称

か がりょうり
加賀料理

② 登録無形文化財の概要

加賀料理は、江戸時代の加賀藩による文化振興策の影響を大きく受けながら発達した、日本料理の一類型である。

加賀藩では、「加賀百万石」の栄華を誇る前田家の庇護によって、美術工芸の職人の招致・育成や茶道の保護などの文化振興策が展開され、豪壮な武家文化が育まれてきた。その際、当地では魚介類をはじめとする食材に恵まれていたことから、食文化も並行して発展することとなり、儀礼料理が成立した後に会席料理の要素も加わることで、近代以降に加賀料理の様式が形成された。

同藩の文化振興策を通じて育まれた、文化を貴ぶ気風と美術工芸の技術は、陶芸と漆芸の発展を促し、食器類にも多大な影響を及ぼした。その結果、加賀料理では、これらの適切な組み合わせによって品位を高め、料理全体に華やかさと節度の緩急を織り込む様式が定着した。

江戸時代の文献によれば、藩には多くの専属の料理人が存在していたことも明らかとなっている。例えば、18世紀前半に活躍した舟木伝内包早ふなきでんないかねはやは、料理の腕が優れていたことで陪臣から御膳方棟取ごぜんかたとうどりに出世し、藩主の側に仕えたと共に、『ちから草』『料理無言抄』などの料理書を残した。

加賀料理を構成する個々の料理としては、小麦粉をまぶした鴨肉注1を煮込むことで作る「治部煮じぶに注2」が代表的である。盛り付け時に、加飾された専用の食器である「治部椀」を用いる点も特徴である。また、大鯛を背開き注3にし、具材の混ざったおからを腹部に詰めて蒸し上げた、豪勢な料理である「鯛の唐蒸しからむ」も知られている。この料理は、婚礼の場において、色彩豊かな九谷焼の大皿などに盛り付けられ、列席者に披露された後に取り分けて食される。

「加賀料理」の呼称の端緒については、大正時代に求めることができる。当時は、別称である「金沢料理」も用いられており、戦後になって「加賀料理」に集約された。

わざの担い手は、料理・しつらい・接遇を統括し、もてなしの演出をおこなう主

人、調理を通じて食を表現する料理人、料理及びしつらいにこめた文化的意味を、接遇を通じて客に提供する女将・仲居である。これら３者の協働は、食を通じた「加賀らしさ」の巧みな表現活動となっており、加賀料理のわざが、食の受け手の五感を刺激する総合芸術として成立している様を示している。

以上のように加賀料理のわざは、芸術上の価値が高く、かつ、生活文化に係る歴史上の意義を有するものである。

注１ かつては 鰯^{つぐみ} や牡蠣^{かき}なども用いられていた。

注２ 単に「治部」と呼ぶこともある。

注３ 武士は腹開きの調理法を忌むとされる。

③ 登録の要件

- 一 食を通じて「加賀らしさ」を表現することで、客をもてなすこと。
- 二 次の点を踏まえて「加賀らしさ」を表現すること。
 - １ 加賀及び能登地方の地理的・歴史的特質を反映させること。
 - ２ 加賀及び能登地方の伝統的な美意識に沿った華やかさ、節度及び品位を保持すること。
 - ３ 加賀及び能登地方で生産された伝統工芸品を組み込むこと。
- 三 料理、しつらい及び接遇を統括し、もてなしの演出をおこなうこと。
- 四 伝統的な加賀料理の特質を保持すること。
- 五 料理及びしつらいに込めた文化的意味を、接遇を通じて客に提供すること。

(２) 保持団体の認定について

① 保持団体

名	称	加賀料理技術保存会 ^{か が りょうりぎじゅつぽぞんかい}
代	表	者 会長 大友 佐俊 ^{おおとも さとし}
事務所の所在地	石川県金沢市鞍月 1－1 石川県商工労働部産業政策課内	

② 保持団体の概要

加賀料理技術保存会は、加賀料理のわざの保護・継承を図ることを目的として、令和７年に結成された。会員数は、令和７年７月３１日現在、６２名である。同会への入会条件は、加賀料理の業務に１０年以上携わった経験をもち、かつ、石川県内で加賀料理の中心的立場にある団体のいずれかより推薦を受けた上で、会員となるための審査を受け、これを通過することである。審査では、主人、料理人、女将・仲居ごとに、それぞれの役割に即した能力についての確認がおこなわれる。

今後、同会では、調理技法・しつらい・接遇など、加賀料理の一連のわざを総合的に継承し、発展させるための活動を展開することを予定している。

以上のように、同会は、加賀料理のわざを保持する者を主たる構成員とする団体であり、登録無形文化財の保持団体として適切な団体である。

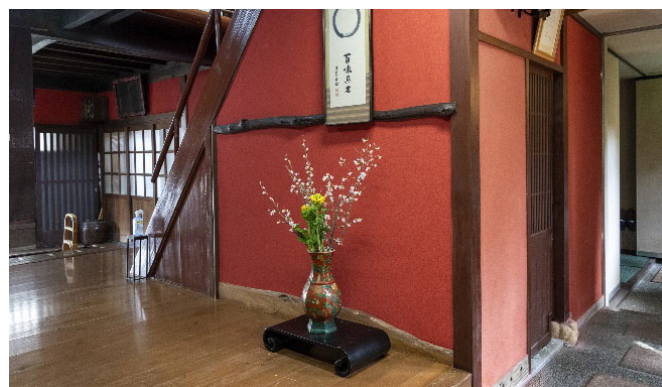
(3) 備考

同分野の既認定団体

なし



女将による出迎え



料理屋のしつらい



加賀料理の品目



吸い物用の漆器



治部煮および専用の椀



鯛の唐蒸し

Ⅲ. 参考

1. 登録無形文化財の登録制度及び保持者等の認定制度

重要無形文化財以外の無形文化財（地方指定を除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。また、登録にあたっては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

2. 生活文化関係の登録基準について

保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化のうち、次の各号のいずれかに該当するものを登録。

- 1 芸術上の価値の高いもの
- 2 生活文化に係る歴史上の意義を有するもの
- 3 生活文化の成立又は変遷の過程を示すもの

3. 保持者又は保持団体の認定について

（１）保持者

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者を認定。

（２）保持団体

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体を認定。

4. 登録無形文化財の登録件数

	現在の件数	今回の答申件数	登録後の件数
		新規登録	
登録無形文化財	6 件	1 件	7 件

※登録無形文化財は、令和３年６月１４日に一部が施行された、文化財保護法の一部を改正する法律により新設

【参考】過去に無形文化財に登録された案件（生活文化・食文化）

（生活文化分野）書道（令和３年）

華道（令和６年）

（食文化分野）伝統的酒造り（令和３年）

菓銘をもつ生菓子（煉切・こなし）（令和４年）

京料理（令和４年）

手揉み製茶（令和６年）